

愛知県感染症対策連携協議会の立ち上げについて

1 概要

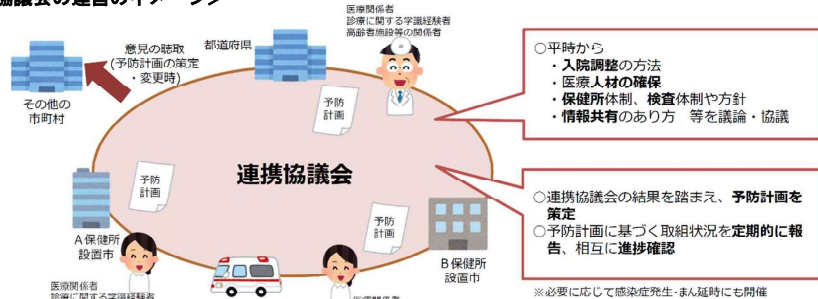
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、**国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため**、2022年12月9日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、**2024年4月1日までに順次施行**される。

2 主な改正の内容及び県の対応

(1) 都道府県連携協議会（2023年4月1日施行）

- ・都道府県に管内保健所設置市、医療関係者、消防機関その他関係機関を構成員とする**都道府県連携協議会を創設**し、予防計画の実施状況・その実施に有用な情報を共有し、**関係機関間の連携強化を図る**。
- ・感染症発生・まん延時には、必要な対策の実施について協議するよう努める。
- 2023年6月5日に「愛知県感染症対策連携協議会」を設置し、**第1回を7月7日に開催**する。**(2)の予防計画の改正に係る検討・協議、(3)・(4)の協定案の検討**を行う。

<連携協議会の運営のイメージ>



(2) 感染症予防計画の記載事項の充実等（2024年4月1日施行）

- ・記載事項に、検査の実施体制・能力の向上、患者移送体制の確保、宿泊療養・自宅療養体制の確保、保健所の体制整備等に関する事項を追加する。
- ・医療提供体制の整備等に係る**数値目標（病床、発熱外来、後方支援、人材派遣、検査能力等）**を新たに明記する。
- 2023年度中に、「**愛知県感染症予防計画**」の改正を行う。なお、改正にあたっては、「**愛知県地域保健医療計画**」等との**整合性の確保**を図る。

<都道府県の「予防計画」の記載事項>

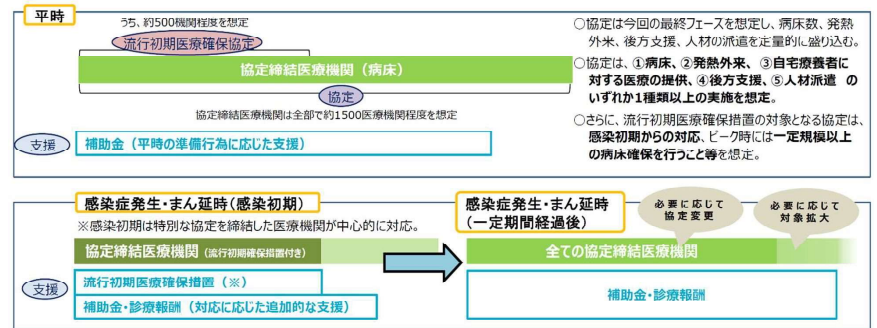
現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項案	体制整備の数値目標の例 (注1)
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> 協定締結医療機関（入院）の確保病床数 協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数 協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供）の医療機関数 協定締結医療機関（後方支援）の医療機関数 協定締結医療機関（医療人材）の確保数 協定締結医療機関（PPE）の備置数量
	① 情報収集、調査研究★	
	② 検査の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> 検査の実施件数（実施能力）★ 検査設備の整備数★
	③ 感染症の患者の移送体制の確保★	
	④ 宿泊施設の確保★	協定締結 宿泊療養施設 の確保居室数★
	⑤ 宿泊療養・自宅療養体制の確保（医療に関する事項を除く）★ 注：市町村との情報連携、高齢者施設等との連携を含む。	協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供）の医療機関数（再掲）
	⑥ 都道府県知事の指示・総合調整権限の発動要件	
	⑦ 人材の養成・資質の向上★	医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★
	⑧ 保健所の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	★ 緊急時における検査の実施のための施策を追加。	

(注1) 予防計画の記載事項として、体制整備の数値目標を追加。上記は、想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において感染症対策となる感染症は、新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。

(3) 公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等（2024年4月1日施行）

- ・公的医療機関等、**地域医療支援病院及び特定機能病院**に、感染症発生・まん延時に担うべき**医療の提供を義務付ける**。
- ・都道府県知事は、新興感染症の対応を行う**医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床②発熱外来③自宅療養者等に対する医療の提供④後方支援⑤人材派遣）を締結**する。
- 2023年度中に、愛知県医療審議会の意見を聴いて協定案を策定し、(2)の数値目標を確保するよう**各医療機関と協議を行って、協定を締結**する。

<都道府県と医療機関の協定の仕組み>



(4) 検査等措置協定（2024年4月1日施行）

- ・都道府県知事等は、**検査機関、宿泊施設等と協議**を行い、感染症発生・まん延時の検査実施、宿泊療養の体制整備のための**協定を締結**する。
- 2023年度中に、(2)の数値目標を確保するよう**検査機関等と協議を行って、協定を締結**する。

愛知県感染症対策連携協議会検討部会について

区分	部会員所属	各論点ごとに議論する場（検討部会）	
		医療に関する検討部会	その他に関する検討部会
診療に関する学識経験者の団体	公益社団法人愛知県医師会	○	○
	一般社団法人愛知県病院協会	○	○
	一般社団法人愛知県歯科医師会	○	○
	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	○
	公益社団法人愛知県看護協会	○	○
	公益社団法人愛知県栄養士会		
	国立病院機構名古屋医療センター	◎	
	名古屋大学医学部附属病院	○	
	名古屋市立大学病院	○	
	愛知医科大学病院	○	
	藤田医科大学病院	○	
感染症指定医療機関	常滑市民病院		
	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	○	
	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター		
	JA愛知厚生連豊田厚生病院		
	豊橋市民病院	○	
保健所設置市	名古屋市保健所	○	○
	豊橋市保健所	○	○
	岡崎市保健所	○	○
	一宮市保健所	○	○
	豊田市保健所	○	○
消防機関	名古屋市消防局	○	
その他関係機関	名古屋検疫所		
	愛知県市長会		
	愛知県町村会		
	一般社団法人愛知県老人福祉施設協議会		○
	愛知県保健所長会	○	○
	愛知県衛生研究所	○	○
	愛知県教育委員会教育部保健体育課		
都道府県	愛知県保健医療局	○（技監）	○（技監）
	愛知県感染症対策局	○（技監）	◎（技監）

検討部会として、以下の2つの部会を置く。検討部会は必要に応じて開催する。部会開催時に、議題に応じた部会員を招集する。なお、部会員は各団体が属する機関の実務を担う者とする。検討部会は以下の項目について議論する。

○医療に関する検討部会

1 医療提供体制（医療措置協定関係）

感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

2 検査体制（検査措置協定関係）

病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

3 移送体制（移送協定関係）

感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

○その他に関する検討部会

1 宿泊療養体制（宿泊療養措置協定関係）

感染症法第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設の確保に関する事項

2 人材育成関係（医療措置協定関係）

感染症の予防に関する人材の育成及び資質向上に関する事項

3 自宅療養者等の療養生活

感染症法第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第50条の3第1項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

4 保健所体制

感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

